

伊丹市犯罪被害者等の支援に関する条例施行規則（平成
30年伊丹市規則第54号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 補助金（第4条—第12条）
- 第3章 支援金（第13条—第16条）
- 第4章 補足（第17条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は，伊丹市犯罪被害者等の支援に関する条例（平成30年伊丹市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語の意義は，条例において使用する用語の意義の例による。

（遺族の範囲）

第3条 条例第7条から第9条までに規定する遺族は，特定犯罪被害者の死亡の時ににおいて，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特定犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 特定犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該特定犯罪被害者の子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない特定犯罪被害者の子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹

2 特定犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては，前項の規定の適用については，その子は，その母が特定犯罪被害者の死亡の当時特定犯罪被害者の収入によって生計を維持しているときにあっては同項第2号の子と，その他のときに

あつては同項第3号の子とみなす。

- 3 条例第9条の支援金（以下「支援金」という。）の支給を受けることができる遺族の順位は，第1項各号の順序とし，同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては，それぞれ当該各号に掲げる順序とする。
- 4 特定犯罪被害者を故意に死亡させ，又は特定犯罪被害者の死亡前に，その者の死亡によって条例第7条及び第8条の規定による補助金（以下「補助金」という。）を受けることができる遺族となるべき者並びに支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は，条例第7条から第9条までに規定する遺族としない。補助金の支給を受けることができる遺族又は支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族を故意に死亡させた者も，同様とする。

第2章 補助金

（家事援助費用の補助）

第4条 市長は，条例第7条の規定により，特定犯罪被害者又はその遺族が，次の各号のいずれかに該当するときに，家事に関する支援に要する費用（以下「家事援助費用」という。）の補助を行うことができる。

- (1) 特定犯罪被害に伴い病院等へ通院又は入院するとき。
 - (2) 特定犯罪被害に関する刑事手続又は民事手続に関与する必要があるため警察，司法関係機関等へ出向くとき。
 - (3) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 家事援助費用は，次に掲げる家事援助を事業者から受けるために要した費用とする。
- (1) 調理
 - (2) 洗濯
 - (3) 住居の掃除及び整理整頓
 - (4) 生活必需品の買い物
 - (5) 通院等の介助

(6) その他市長が必要と認めるもの

3 家事援助費用の補助の額は、1時間当たりの家事援助費用に相当する額（当該額が2,000円を超えるときは、2,000円）に前項のサービスを利用した時間数を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 家事援助費用の補助を受けることができる時間は、一の特定犯罪被害について25時間を超えることができない。

5 補助を受けることができる家事援助費用は、特定犯罪被害を受けた日から1年以内に発生したものに限る。

（一時保育事業費用の補助）

第5条 条例第7条の保育に要する費用は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第3項の子育て短期支援事業、同条第7項の一時預かり事業、同条第14項の子育て援助活動支援事業等の利用に要した費用（以下「一時保育事業費用」という。）をいう。

2 一時保育事業費用の補助の額は、1日当たりの一時保育事業費用に相当する額（当該額が2,500円を超えるときは、2,500円）に前項のサービスを利用した日数を乗じて得た額とする。

3 一時保育事業費用の補助の日数は、一の特定犯罪被害について5日を超えることができない。

4 前条第1項及び第5項の規定は、一時保育事業費用の補助について準用する。

（転居費用の補助）

第6条 市長は、条例第8条の規定により、特定犯罪被害者又はその遺族が、次の各号のいずれかに該当するときに、転居するために要する費用（以下「転居費用」という。）の補助を行うことができる。

(1) 従前の住居又はその付近において特定犯罪被害にあったために、当該住居に居住し続けることが困難となったとき。

(2) 特定犯罪行為により住居が滅失し、又は著しく損壊したため

に居住できなくなつたとき。

(3) 二次的被害を受けるおそれがあり，平穩な生活を営むことができないとき。

(4) 前3号に類する事由があるとき。

2 転居費用は，次に掲げる費用とする。

(1) 家具等の搬送に要する費用（搬送費用に梱包サービスに係る費用が含まれるときは，当該費用を除く額とする。）

(2) 新たな住居に入居する際に要する敷金，礼金，仲介手数料，火災保険料，保証料，日割家賃その他の費用

3 転居費用の補助の額は，一の特定犯罪被害について，180,000円を超えない範囲内で，転居費用の合計額に相当する額とする。

4 第4条第5項の規定は，転居費用の補助について準用する。

（家賃の補助）

第7条 条例第8条に規定する家賃とは，賃料，使用料等をいう。

2 家賃の補助の額は，1月当たりの家賃の2分の1に相当する額（当該額が30,000円を超えるときは，30,000円）に家賃を支払った月数を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額）とする。

3 補助を受けることができる家賃は，特定犯罪被害を受けた日から1年以内に発生した家賃で，賃貸住宅，市営住宅等に入居した日の属する月の翌月（入居した日が月の初日であるときは，入居した日の属する月）から6月以内に発生した家賃とする。

4 前条第1項の規定は，家賃の補助について準用する。

（補助の申請）

第8条 補助金を受けようとする者は，日常生活等支援補助申請書（様式第1号）に，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める書類を添えて，市長に申請しなければならない。ただし，市長が特に認めるときは，当該書類の添付を要しない。

(1) 特定犯罪被害者が申請する場合 次に掲げる書類

ア 特定犯罪被害に係る重傷病の状態及び療養の期間等に関する医師の診断書

イ 特定犯罪被害が発生した時に、申請者である特定犯罪被害者が市民であることを証する書類

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 遺族が申請する場合 次に掲げる書類

ア 特定犯罪被害者の死亡診断書，死体検案書その他の死亡の事実及びその年月日を証明することができる書類

イ 申請者と特定犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本

ウ 特定犯罪被害が発生した時に，特定犯罪被害者及び申請者が市民であることを証する書類

エ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は，特定犯罪被害を受けた日から1年を経過したときは，行うことができない。ただし，その期間内に申請しなかったことについて，やむを得ない理由があると市長が認めるときは，この限りでない。

(補助金の支給制限)

第9条 次に掲げる場合には，補助金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) 法令の規定又は市若しくは他の地方公共団体の施策等により，補助金の支給対象となる費用の全部又は一部について給付が行われたとき。

(2) 特定犯罪行為が行われた時において，特定犯罪被害者とその加害者との間に，3親等内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。ただし，特定犯罪行為が次のいずれかに該当し，当該特定犯罪行為が行われた時点で，特定犯罪被害者の生命若しくは身体に重大な危険が生じていたとき，又は当該特定犯罪行為が行われた時に当該特定犯罪被害者の申立てにより加害者に対し，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による

保護命令が発せられていたものを除く。

ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）
第2条に規定する児童虐待

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号並びに第5項第1号（同号ホに係る部分に限る。）及び第2号（同項第1号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除く。）

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号，第7項第5号及び第8項第5号に掲げる行為を除く。）

(3) 補助を受けようとする者に，次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 特定犯罪行為を誘発したことその他の責めに帰すべき行為があったこと。

イ 特定犯罪行為に対する報復として，加害者その他の加害者と密接な関係のある者の生命を害したこと又は身体に重大な害を加えたこと。

ウ 特定犯罪行為を容認していたこと。

エ 特定犯罪行為が行われた時において，常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

(4) 前各号に掲げる場合のほか，特定犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して，補助金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（補助の決定）

第10条 市長は，第8条第1項の申請があったときは，速やかに審査し，補助の可否を決定し，日常生活等支援補助審査結果通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第 1 1 条 前条の規定による通知により補助の決定を受けた者は、日常生活等支援補助金請求書（様式第 3 号）に領収書又はこれに準ずる書類を添えて、市長に提出し、補助金を請求することができる。

（補助の決定の取消し等）

第 1 2 条 市長は、偽りその他不正の手段により補助の決定を受けた者がいるとき又はその決定後において第 9 条各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助の決定を取り消し、補助金として交付した額の全部又は一部をその者から返還させるものとする。

第 3 章 支援金

（支援金の種類）

第 1 3 条 支援金は、重傷病支援金及び遺族支援金とする。

2 重傷病支援金は、特定犯罪被害者に対して支給するものとし、その額は 1 0 万円とする。

3 遺族支援金の額は 3 0 万円とし、既に重傷病支援金を支給された特定犯罪被害者が当該重傷病に起因して死亡した場合にあっては、2 0 万円とする。

（支援金の申請）

第 1 4 条 支援金の支給を受けようとする者は、支援金支給申請書（様式第 4 号）に、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、当該書類の添付を要しない。

(1) 重傷病支援金 第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる書類

(2) 遺族支援金 第 1 順位の遺族であることを証する書類及び第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる書類

2 前項の申請は、特定犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から 2 年を経過したとき、又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から 7 年を経過したときは、行うことができない。ただし、その期間内に申請しなかったことについて、やむを得な

い理由があると市長が認めるときは，この限りでない。

（支給の決定）

第15条 市長は，前条第1項の申請があったときは，速やかに審査し，支給の可否を決定し，支援金審査決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは，その1人に対して行った遺族支援金の支給は，当該同順位の遺族全員に対しなされたものとみなす。

（補助金に関する規定の準用）

第16条 第9条（第1号を除く。）及び第12条の規定は，支援金の支給について準用する。

第4章 補足

（細則）

第17条 この規則に定めるもののほか，条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付 則

この規則は，平成31年4月1日から施行する。